

令和4年10月14日

衆議院議長	総務大臣	ワクチン接種推進担当大臣
参議院議長	財務大臣	新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣
内閣総理大臣	厚生労働大臣	あて

静岡県議会議員 藪田 宏行

新型コロナウイルス感染症変異株に係る感染症法上の 取扱いについて柔軟な見直しを求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株BA.5系統等への置き換わりの影響等により、本年7月以降、1日当たりの新規感染者数が過去最多を記録し、第7波と言われる感染の急拡大が起こった。これにより、医療の逼迫や保健所業務の増大、感染及び濃厚接触による自宅待機者の激増など、社会全体に大きな影響が生じた。

一方で、オミクロン株は、これまでのデルタ株などに比べ、入院や重症化するリスクが低いことが示されており、高齢者や基礎疾患がある場合を除き、軽症や無症状で済むケースも多い。

これまでのところ、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）上、感染者の届出や入院勧告、就業制限、入院などについて、結核等と同じ「二類感染症」相当として取り扱われている。

しかしながら、第7波における医療の逼迫等の状況や社会経済活動再生の観点から、早急に治療薬の開発、承認を行うとともに、オミクロン株のように重症化するリスクが低いといった一定の科学的知見が得られた場合には、季節性インフルエンザ等と同じ「五類感染症」相当とするなど、柔軟にその取扱いを見直すことも必要である。

よって国においては、感染拡大時の医療の逼迫等を回避し我が国経済を再生していくため、下記事項について速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 オミクロン株については、感染症法上の取扱いを「五類感染症」相当に見直すこと。
- 2 オミクロン株の感染症法上の取扱いを「五類感染症」相当とした場合でも、ワクチン接種、検査及び治療に要する経費の公費負担を継続すること。
- 3 今後、新たな変異株が発生した場合には、科学的知見に基づき、感染症法上の取扱いを「二類感染症」相当への引上げを含め、柔軟に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。